

土地家屋調査士の業務案内

私たち土地家屋調査士は、皆様の財産を守るお手伝いをしています。土地や家屋に関する調査・測量・申請手続など、お気軽にお近くの土地家屋調査士にご相談ください。

土地に関する業務

表題登記	新たな土地の登記申請を行います。
分筆登記	一筆の土地を数筆に分割する登記申請を行います。
合筆登記	数筆の土地を一筆にする登記申請を行います。
地目変更登記	土地の現況が登記簿の記載と異なった場合の登記申請を行います。
地積更正登記	登記簿の地積が誤っている場合、正しい地積に更正する登記申請を行います。
境界確認	お隣の土地との境界確認を行います。
筆界特定	お隣の土地との境界(筆界)を、法務局に特定してもらう手続を行います。
境界紛争調停	お隣の土地との境界問題を話し合いにより解決するための手続を、民間調停機関*1に対して行います。*2

*1.民間調停機関＝境界問題相談センターひろしま等

*2.民間紛争解決手続代理関係業務認定を取得している土地家屋調査士限定業務、その他要件があります。

建物に関する業務

表題登記	建築を新築した場合の登記申請を行います。
表示変更登記	建物の増改築や一部取壊し等、床面積等に変更が生じた場合の登記申請を行います。
滅失登記	建物の取壊し等により建物が無くなった場合の登記申請を行います。
その他	建物の分割、合併、合体、区分等の登記申請を行います。

私たちは
こんな業務を
行っています!

手続費用 (金額はすべて税込み)

平成27年4月1日改正

受付面談	●受付面談 (初回限定1時間) 無料
相談	●相談 (1回の相談は2時間) 15,000円
調停	●調停申立 (調停1回目を含む) 25,000円 ●調停2回目以降 各20,000円 ●調停成立手数料 100,000円 ●和解内容実行費 必要に応じて随時見積 (登記費用等)
補助業務	●基本調査 30,000円+印紙代 (資料調査が必要な場合) ●現地調査・測量・鑑定 必要に応じて随時見積

境界トラブルでお困りの方、
まずはお電話で
お申込みをしてください!
相談内容等は秘密厳守いたします。

まずはお気軽に
お問い合わせください

広島県土地家屋調査士会 法務大臣指定
境界問題相談センターひろしま 平成19年法務省告示第30号
082-506-1171

受付時間▶ 月～金 9:00～17:00 (祝日・夏期・年末年始を除く)

〒732-0057 広島市東区二葉の里1丁目2番44号 境界問題相談センターひろしま

広島県土地家屋調査士会 TEL 082-567-8118 <http://www.hiroshima-chousashi.or.jp/>



●JR広島駅新幹線口より徒歩12分 ●バス停「鶴羽根神社前」至近

境界トラブルを

まずは
ご相談
ください

公正 迅速 柔軟 に

解決

支援



法務大臣指定 平成19年法務省告示第30号

広島県土地家屋調査士会
境界問題相談センターひろしま

〈協力〉広島弁護士会

土地の

境界トラブル

を

公正

迅速

柔軟

に

解決サポート

境界トラブルを裁判によらず穏やかに解決するために...

「境界問題相談センターひろしま」は、お隣との境界トラブルを“法律の専門家”弁護士と“境界の専門家”土地家屋調査士が、長年培ったノウハウで当事者の間に立ち、公正・迅速・柔軟に解決に向けてサポートいたします。

境界トラブル解決までの流れ

広島県内

全ての地域に対応!!



相談・調停の申込み

継続して相談又は調停をご希望の方は



和解して無事に

問題解決!!



*1.認定土地家屋調査士=民間紛争解決手続代理関係業務認定を取得している土地家屋調査士